

○赤磐市空き家家財道具等撤去補助金交付要綱

令和3年7月5日

告示第83号

改正 令和4年1月11日告示第3号

(目的)

第1条 この告示は、赤磐市空き家情報バンク制度への登録を促進し、市内の空き家の有効活用により本市への移住・定住推進を図るため、空き家情報バンク制度に登録されている空き家に残置されている家財道具等の搬出及び撤去（以下「家財道具等撤去」という。）を行う所有者に対して、予算の範囲内において赤磐市空き家家財道具等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの告示に定めるもののほか、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 赤磐市空き家情報バンク制度要綱（平成26年3月10日赤磐市告示第21号）第5条による空き家情報バンク制度の登録物件をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権を有する者をいう。
- (3) 家財道具等 空き家に残置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨及びその他家財道具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。ただし、市長が特別な事情があると認める者は、この限りでない。

- (1) 赤磐市空き家情報バンクに登録している空き家の所有者であること。
- (2) 補助金の額の確定を受けてから2年以上空き家情報バンクへの登録を維持することを約した者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 赤磐市一般廃棄物処理業の許可及び業務の執行に関する要綱（平成17年赤磐市告示第69号）第6条に規定する処理業の許可を得た処理業者に家財道具等撤去を依頼すること。
- (5) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 過去に同一の空き家について本補助金の支給を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家財道具等撤去に要す

る費用とする。ただし、補助対象経費が10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のも のに限る。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。

2 補助金の額が1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、家財道具等撤去を行う2週間前までに、赤磐市空き家家財道具等撤去補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者の住民票
- (2) 補助対象者の市町村民税に滞納がないことを証明できる書類
- (3) 家財道具等撤去に係る費用の内訳が確認できる書類（見積書等）の写し
- (4) 撤去対象となる家財道具等の現況写真
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類及び必要に応じて行う実地調査等に基づき審査した上、交付の可否を決定し、赤磐市空き家家財道具等撤去補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の変更又は中止）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業内容を変更し、又中止しようとするときは、速やかに赤磐市空き家家財道具等撤去補助金変更（中止）申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

（交付決定の変更）

第9条 市長は、前条の規定により提出された書類及び必要に応じて行う実地調査等に基づき審査した上、変更交付の可否を決定し、赤磐市空き家家財道具等撤去補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、家財道具等撤去が完了した後、速やかに赤磐市空き家家財道具等撤去補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 家財道具等撤去費が確認できる書類（請求書・領収証等）の写し
- (2) 家財道具等撤去の作業中及び撤去した後の写真

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された書類及び必要に応じて行う実地調査等に基づき審査した上、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金額の額を確定し、赤磐市空き家家財道具等撤去補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、速やかに赤磐市空き家家財等撤去補助金交付請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて交付した補助金の返還を命ずることができる。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の額の確定を受けてから2年を経過するまでに、空き家情報バンクの登録の抹消をされたとき。ただし、空き家情報バンクを通じて売却又は賃貸したことにより登録を抹消された場合を除く。
- (3) この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項第2号の規定に該当することにより、返還を命じる場合は別表に定める基準に基づき返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則（令和4年1月11日告示第3号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

補助金の額の確定後の経過年数	交付決定を取り消す金額
1年未満	全額
1年以上2年未満	半額